

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 単身赴任者の住宅ローン控除

Q : 私は、今年、マイホームを取得しましたが、会社の都合で転勤になり、この住宅に一度も住むことなく、家族を残して単身赴任することになってしまいました。この場合、住宅ローン控除は受けられないのでしょうか。

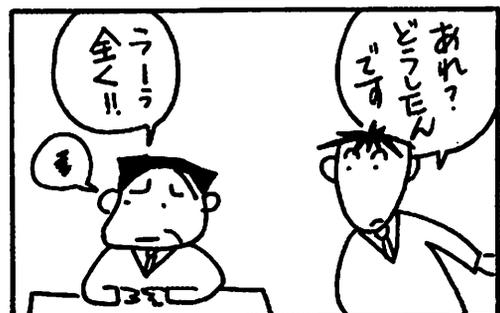
A : 本人がやむを得ず家族を残して単身赴任した場合には、住宅ローン控除を受けることができます。

【解説】

住宅ローン控除は、住宅の新築や取得をしてから6か月以内に居住の用に供し、その年の12月31日まで引き続いて住んでいることが要件とされています。

しかし、住宅を取得した者が、転勤・療養等その他やむを得ない事情により、配偶者、扶養親族、その他生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合においても、取得の日から6か月以内にその家屋をこれらの親族がその居住の用に供したときで、そのやむを得ない事情が解消した後は、その者が共にその家屋に居住すると認められるときは、「その者の居住の用に供した場合」に該当するものとして、住宅ローン控除を受けることができます。

したがって、ご質問の場合には、取得した住宅にその取得の日から6か月以内に家族が入居し、その後も引き続き住んでいるのであれば、その家屋の所有者が入居し、その後もその家屋の所有者が引き続いて住んでいるものとして取り扱われ、住宅ローン控除の適用が受けられます。



KIMIYO-I